

島田市文化芸術推進計画の進捗管理の流れについて

開催時期	事業評価	中間見直し
令和4年度8月（今回）	・評価方法及び対象事業の検討、決定	
3月	・令和4年度分の評価（担当課出席）	
令和5年度8月		・中間見直し（掲載事業等検討）
3月	・次年度評価対象事業の決定	・中間見直し（修正内容決定）

事業評価

- 6月～7月 評価対象事業の担当課に「事業評価調書」作成依頼⇒事務局へ提出
- 8月 協議会開催
- ・対象事業の評価（担当課に内容説明のため出席依頼）
 - ・評価に対するアドバイスを委員の皆様からいただく
- 9月～2月 対象事業の担当課は、受けたアドバイスを意識し事業の実施及び必要に応じ評価調書修正
- 3月 協議会開催
- ・対象事業の実施状況報告（8月出席担当課から報告のため出席依頼）
 - ・次回評価対象事業の選定

※出席する担当課は3事業以内程度とする。

中間見直し

- 令和5年8月 協議会開催
- ・文化芸術推進計画書の中間見直し案作成（掲載事業等の見直しなど）
- 令和6年3月 協議会開催
- ・8月に検討した内容を踏まえ見直し内容の決定

※臨時で協議会を開催する場合もある。